

## 特定空家等の判定について

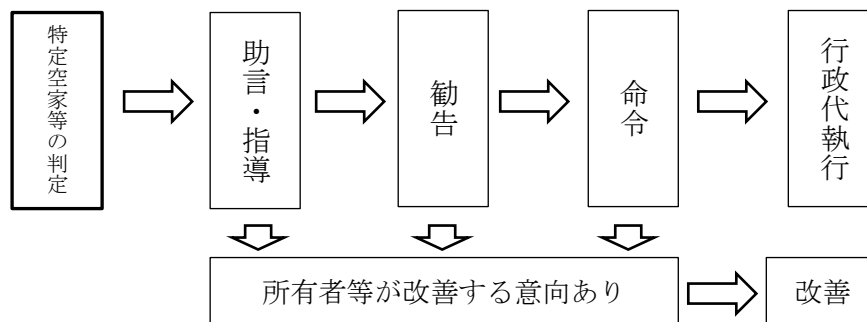
大田区空家等対策審議会の審議を経て、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、特措法という。）第2条に定める「特定空家等」の判定を行ったので、下記のとおり報告する。

### 記

- 1 新たに特定空家等と判定した空家  
2件（特定空家等第5号）  
（特定空家等第6号）
- 2 特定空家等決定までの経緯
  - ・令和4年11月11日第24回大田区空家等対策審議会への諮問及び同審議会からの答申
  - ・令和4年11月17日区長決定

- 3 今後の流れ

特措法第14条に基づき、以下の措置を実施する。



- 4 情報公開

大田区情報公開条例第9条第2項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に係る情報の開示は行わない。